

事 務 連 絡
令和2年7月16日

公益財団法人日本オリンピック委員会事務局
公益財団法人日本スポーツ協会事務局 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会事務局

スポーツ庁健康スポーツ課

金属製容器の使用方法による食中毒の発生防止のための注意喚起について

標記について、別添のとおり、厚生労働省より「金属製容器の使用方法による食中毒の発生防止のための注意喚起について」事務連絡が発出されました。

ついては、夏期にスポーツ飲料等の摂取の機会が多くなると考えられることを踏まえ、必要に応じ、別添の内容について関係者に対し、注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

このことについて、各団体におかれましては、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課スポーツ安全係
電話 03-5253-4111 (内線 3939)

別添

事務連絡
令和2年7月14日

各
〔 都 道 府 県
 保健所設置市
 特 別 区 〕

衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課

金属製容器の使用方法による食中毒の発生防止のための注意喚起について

今般、古くなった金属製の容器に粉末清涼飲料水を溶かし保管したものを喫食したことにより、金属の溶出に伴う食中毒事例が発生しました。

各自治体におかれましては、夏期となり酸性の飲料（主に炭酸飲料や乳酸菌飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等）の摂取が多くなることを踏まえ、事業者及び消費者に対し、下記の事項について注意喚起及び情報提供を行うようお願いいたします。

記

- 1 食品が接触する容器の内部にサビやキズがないか確認すること
- 2 酸性の飲み物を長時間、金属製の容器に保管しないこと
- 3 古くなった容器は、定期的に新しいものに交換すること
- 4 取り扱う食品の表示及び注意喚起を確認し、使用すること

以上